

# 第55回 社会保険労務士試験 ケータイ社労士からの的中箇所

## 労働基準法・労働安全衛生法

### 本試験問題

A: 2年  
B: 遅滞なく  
最高裁判所は、マンションの住み込み管理員が(略)管理員室の隣の居室にいて実作業に従事していない時間も含めて労働基準法上の労働時間に当たるか否かが問題になった事件において次のように判事した。「(略)不活動時間であっても、**C:労働からの解放**が保証されていない場合には労基法上の労働時間に当たるといふべきである。(略)」  
D: 1トン  
E: その就業を禁止

### ケータイ社労士本文

C:22 課(5)実作業をしていない休息时间・仮眠時間は、**労働からの解放**が保証されていない場合、労働時間にあたる。

## 労働者災害補償保険法

### 本試験問題

労災保険法第14条第1項は、「休業補償給付は労働者が業務上の負傷または疾病による**A:療養**のため労働することができないために賃金を受けない日の第**B:4日**目から支給するものとし、その額は一日につき給付基礎日額の**C:100分の60**に相当する額とする。  
(略)社会復帰促進事業とは(略)③業務災害防止活動に対する援助、**D:健康診断**に関する施設の設置及び運営(略)、保険給付の適切な実地の確保並びに**E:賃金**の支払いの確保を図るために必要な事業である

### ケータイ社労士本文

A: 14 課(1)休業補償給付は労働者が業務上の負傷または疾病による**療養**のため休業する期間の所得補償のための制度である  
B:14 課(4)休業補償給付は、休業した日の**4日**目から療養のため休業を要する期間支給される  
C:14 課(3)休業補償給付の額は、全部休業一日につき給付基礎日額の**100分の60**である  
DE:30 課(1)社会復帰促進事業③業務災害防止活動に対する援助、**健康診断**施設の設置・運営、**賃金**の確保を図るために必要な事業(未払賃金の立替払事業)など

## 雇用保険法

### 本試験問題

技能習得手当は、受講手当及び**A:通所手当**とする。受講手当は(略)**B:40日**分を限度として支給するものとする。  
日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日の属する月の前2か月間に(略)印紙保険料が**C:26日**分以上納付されているときに、(略)支給することとされている。また、雇用保険法第53条に規定する特例給付について、同法54条において「日雇労働被保険者給付金を受けることができる期間及び日数は、(略)**D:通算して60日**分を限度とする」とされている。  
E: 令和5年10月31日

### ケータイ社労士本文

A:22 課(3) 技能習得手当には、受講手当と**通所手当**がある  
B:22 課(4)受講手当は、公共職業訓練を受けた日であって、基本手当の支給の対象となる日について、**40日分**を限度として支給される。  
C:28 課(2) 普通給付の受給資格は、失業の日の属する月の前2か月間に、その者について、印紙保険料が通算して**26日**分以上納付されていることである  
D: 29 課(4)特例給付は、基礎期間の最後の月の翌月以降4か月の期間内の失業している日について、**通算して60日**分を限度として支給される。

## 労務管理その他の労働に関する一般常識

### 本試験問題

A:本件採用内定通知のほかには労働契約締結のための特段の意思表示をすることが予定されていなかった

B:知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって

労働者派遣法第35条の3は「派遣元事業者は、派遣先の事業所そのほか派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、**C:3年**を超える期間継続して同一の派遣労働者にかかる労働者派遣を行ってはならない」と定めている

D:労働基準法

E:労働局長



### ケータイ社労士本文

C:7課(5)派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、原則として**3年**を超える期間継続して同一の派遣労働者にかかる労働派遣を行ってはならない

## 社会保険に関する一般常識

### 本試験問題

船員保険法第69条第5項の規定によると、傷病手当金の支給期間は、同一の疾病または負傷(略)に関しては、その支給を始めた日から通算して**A:3年間**とされている

高齢者医療確保法第20条の規定によると、保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、**B:40歳**以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。

**C:財政の均衡**

小学校終了後中学校終了前の児童1人を監護し、かつ、この児童と生計を同じくしている(略)父に支給する児童手当の額は、1か月につき**D:1万円**である。

**E:5.5人**



### ケータイ社労士本文

A:2024年版には記載あり

11課(3)傷病手当金は、支給を開始した日から通算して**3年間**支給される

B:5課(4)公的医療保険の保険者は、**40歳**以上の加入者を対象に生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査などを行う

D:9課(4)児童手当の月額は以下の通り③小学校終了後中学校終了前：1人あたり一律**1万円**

E:統計

## 健康保険法

### 本試験問題

健康保険法第5条第2項によると、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収(略)並びにこれに付帯する業務は、**A:厚生労働大臣**が行う。

健康保険法施行令第42条によると、高額療養費多数該当の場合とは、療養のあった月以前の**B:12か月**以内にすでに高額療養費が支給されている場合が3か月以上ある場合をいう(略)。70歳未満の多数回該当の高額療養費算定基準額は、標準報酬月額が83万円以上の場合、**C:140,100円**と定められている。また、(略)管掌する保険者が変わった場合、高額療養費の支給回数は**D:通算されない**。

(略)被保険者(略)が出産したときは、出産の日(略)以前42日(多胎妊娠の場合においては、**E:98日**)から出産の日後56日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金を支給する

### ケータイ社労士本文

A:1課(過去問)全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定・改定並びに保険料の徴収(略)並びにこれらに付帯する業務は、**厚生労働大臣**が行う。(22-1-A)

B:36課(1)同一世帯で、療養があった月以前**12か月**以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの高額療養費算定基準額の月単位上限額は次のようになる

C:(続き)①標準報酬月額83万円以上:**14万100円**

D:(続き)(略)管掌する保険者が変わった場合(支部の変更は含まない)、支給回数は**通算されない**。

E:39課(3)被保険者が出産したときは、出産の日以前42日から出産の日後56日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金を支給する。出産日以前「42日」は多胎妊娠の場合は「**98日**」となる。

## 厚生年金法

### 本試験問題

厚生年金保険法第100条の9の規定によると、同法に規定する厚生労働大臣の権限(略)は、厚生労働省令で定めるところにより、**A:地方厚生局長**に委任することができ、Aに委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、**B:地方厚生支局長**に委任することができる(略)とされている。

C 障害基礎年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金  
D 0.2%の引き下げ

厚生年金保険法第67条第1項の規定によれば、配偶者または子に対する遺族厚生年金は、その配偶者またはこの所在が**E:1年**以上明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子または配偶者の申請によってその所在が明らかでなくなった時にさかのぼって支給を停止する

### ケータイ社労士本文

E:31課(3)受給権者が行方不明の時における支給停止については、遺族基礎年金と同様である

2章26課(2)配偶者に対する遺族基礎年金は、その所在が**1年**以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によってその所在が明らかでなくなった時にさかのぼって支給が停止される。

(5)遺族基礎年金の受給権を有する子が2人以上ある場合において、その子のうち1人以上の子の所在が**1年**以上明らかでないときは、行方不明の子に対する遺族年金は(略)その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって支給が停止される。

# 国民年金法

## 本試験問題

A:教育及び広報

B:相談その他の援助

C:利便の向上

国民年金法第2条では、「国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、生涯または死亡に関して **D:必要な給付** を行うものとする」と規定されている

国民年金法第7条第1項の規定によると、第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者としての要件については、いずれも **E:国籍** 要件が不要である。



## ケータイ社労士本文

D:2 課(2)国民年金は(1)の目的を達成するため、国民の老齢・障害・死亡に関して **必要な給付** を行うものとする

E:3 課(5)強制被保険者の資格には、**国籍** 要件はない

以上、40 空欄中 21 か所について本文中からそのままの出題がありました

(選択式文言網羅率 52.5%)

7 割網羅の市販の基本テキストが 21cm×15cm×1000 頁程度

9 割網羅の予備校の基本テキストは 25.5cm×18cm×3000 頁(200~450 頁×10 冊概算)程度

の分量があるところ、19 cm×12cm×600 頁でこの的中率はかなり健闘していると思います

